

## ANAグループ人権方針

ANA グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々（以下ライツホルダーという）の人権が尊重されなければならないことを理解し、これらの人々が尊厳を守られ、敬意を払われるようにするために、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「ANA グループ人権方針」（以下「本方針」という）をここに定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

### 1. 人権に対する基本的な考え方

ANA グループは、すべての人々の基本的人権について規定した国連「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）、および「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」（※）に加え、賃金や労働時間など労働者の人権に関する諸条約、「OECD 多国籍企業の行動指針」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの人権に関わる国際行動規範を支持し尊重します。また、国連グローバル・コンパクト署名企業として、国連グローバル・コンパクト 10 原則を支持し尊重しています。

（※）中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「労働安全衛生の原則」の支持・尊重を含みます。

本方針は、ANA グループがライツホルダーに対する人権尊重の責任を果たすために、グループ経営理念、経営ビジョン、行動指針（ANA's Way）等に基づき、人権尊重の取り組みを約束するものです。また、人権擁護者に対する脅威、脅迫、攻撃を容認しない、またはそれに加担しないことを約束します。

### 2. 適用範囲

本方針は、ANA グループの全役職員（役員・正社員・契約社員を含む、すべての社員）に対し適用されます。また、私たちは、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本方針を支持し、同様の方針を採用するように継続して働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

### 3. 人権尊重の責任

ANA グループは、自らの事業活動が直接的または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性のあることを理解しています。私たちはライツホルダーの人権を侵害しないこと、また人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合には是正に向けた適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たしていきます。ANA グループの事業、製品、サービスがどのように利用されるかをすべて把握することはできませんが、私たちは、これらが人権侵害に利用されることを一切意図していません。

また、ビジネスパートナーおよびサプライヤーによる人権への負の影響が、ANA グループの事業、製品、サービスに関係していることが疑われる場合には、それらの人々に対しても人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

#### 4. 人権デュー・ディリジェンス

ANA グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」において詳述される手順に従って人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。人権デュー・ディリジェンスとは、自社が社会に与える人権への負の影響を防止または軽減するために、予防的に調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続的なプロセスを言います。

#### 5. 対話・協議

ANA グループは、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ライツホルダーとの対話と協議を誠実にを行います。

#### 6. 教育・研修

ANA グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員、従業員をはじめ、必要に応じてビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して適切な教育・研修を行います。

#### 7. 救済

ANA グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいはビジネスパートナーおよびサプライヤーを通じた人権への負の影響の関与が明らかになった場合、国際行動規範に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 8. 責任者

ANA グループは、本方針実施の責任者として CSO（Chief Sustainability Officer）を置き、当該責任者は本方針が遵守されているか監督する責任を負います。

#### 9. 情報開示

ANA グループは、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイト等で開示します。

#### 10. 適用法令

ANA グループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法令を遵守します。国際的に認められた人権の原則と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2023年7月28日

ANAホールディングス株式会社  
代表取締役社長 芝田 浩二

芝田 浩二

2016年4月1日制定

2023年7月28日改訂